

最高裁判所(第二小法廷) 令和●●年(○○)第●●号、令和●●年(○○)第●●号 消費税更正処分取消等請求上告、上告受理事件

国側当事者・国

令和2年10月2日棄却・不受理・確定

(控訴審・福岡高等裁判所那覇支部、平成●●年(○○)第●●号、令和2年2月25日判決、本資料270号-24・順号13384)

(第一審・那覇地方裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成●●年(○○)第●●号、平成31年1月18日判決、本資料269号-4・順号13227)

## 決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

### 第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

### 第2 理由

#### 1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

#### 2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和2年10月2日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 草野 耕一

裁判官 菅野 博之

裁判官 三浦 守

裁判官 岡村 和美

## 当事者目録

上告人兼申立人	株式会社A
同代表者代表取締役	○
同訴訟代理人弁護士	赤嶺 真也ほか
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	西川 英之